

2 前項に規定する障害者支援施設のうち複数の昼間実施サービスを行うものの利用定員は、第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる提供施設障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設については、二十人以上）でなければならないものとする。

- 一 生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）及び就労移行支援 六人以上
- 二 就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型 十人以上
- 三 施設入所支援 三十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上）

3 第一項に規定する障害者支援施設が附則第六条第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援 A 型を提供する場合には、雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、十人を下回ってはならないものとし、雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該障害者支援施設が提供する就労継続支援 A 型の利用定員の百分の五十及び九を超えてはならないものとする。

（経過的障害者支援施設に置くべき職員の数）

第三条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第二号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、規則附則第一条の二の規定による就労継続支援 A 型若しくは就労継続支援 B 型又は第七号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する障害者支援施設（以下「経過的障害者支援施設」という。）に置くべき職員及びその員数は、第十一条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 生活介護を行う場合 第十一条第一項第二号に規定する職員及びその員数とする。ただし、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、同号イ(2)の規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次のイ及びロに掲げる数を合計した数以上とする。
- イ (1) から(3)までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数
- (1) 平均障害程度区分が四未満 利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。②及び③において同じ。）の数を六で除した数
- (2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数
- (3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数
- ロ イ(1)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数

- 二 自立訓練（機能訓練）を行う場合 第十一条第一項第三号に規定する職員及びその員数とする。
- 三 自立訓練（生活訓練）を行う場合 第十一条第一項第四号に規定する職員及びその員数とする。
- 四 就労移行支援を行う場合 第十一条第一項第五号に規定する職員及びその員数とする。
- 五 就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を行う場合
- イ 就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (一) 職業指導員及び生活支援員
- (二) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。
- (三) 職業指導員の数は、一以上とする。
- (四) 生活支援員の数は、一以上とする。
- (五) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数

- (一) 利用者の数が六十以下 一以上
- (二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことと一を加えて得た数以上
- ロ イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。
- ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

六 施設入所支援を行う場合 第十一条第一項第六号に規定する職員及びその員数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型若しくは就労継続支援 B 型を受ける者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項に規定する経過的障害者支援施設の職員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら当該自立訓練（機能訓練）、当該自立訓練（生活訓練）、当該就労移行支援、当該就労継続支援 A 型若しくは当該就労継続支援 B 型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設における職員の員数）

第四条 複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設は、昼間実施サービス利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第一号から第四号まで及び第五号のロの規定にかかわらず、当該経過的障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないこととする。

2 複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設は、前条第一項第二号から第五号まで並びに第六号イ②及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を次の各号に掲げる当該経過的障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるもの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないこととする。

- 一 利用者の数の合計が六十以下 一以上
- 二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すことと一を加えて得た数以上

（設備）

第五条 経過的障害者支援施設について第十条の規定を適用する場合には、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

第六条 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 A 型を提供する場合には、利用者との雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経過的障害者支援施設（昼間実施サービスとして就労継続支援 B 型を提供するものを除く。）は、就労継続支援 A 型を提供する場合には、規則第六条の十第二号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援 A 型を提供することができる。

（就労）

第七条 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 A 型を提供する場合には、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 A 型を提供する場合には、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

第八条 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 A 型を提供する場合には、附則第六条第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 経過的障害者支援施設は、就労継続支援 A 型を提供する場合には、附則第六条第二項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。